

## 「栗東市土地開発公社経営検討委員会」運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栗東市土地開発公社経営検討委員会設置要綱(平成23年栗東市告示第204号)第9条の規定に基づき、栗東市土地開発公社経営検討委員会(以下「委員会」という。)の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議は、公開するものとする。ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、会議を非公開とすることができる。

(1) 栗東市情報公開条例(平成12年3月27日条例第4号)第9条各号に掲げる事項を審議する場合

(2) 委員会が公開することが適当でないとする事項を審議する場合

(会議の開催周知)

第3条 会議の開催は、原則として会議開催日の7日前までに、次に掲げる事項を栗東市ホームページに掲載するものとする。

(1) 開催日時

(2) 開催場所

(3) 議題

(4) 傍聴に関する事項

(公開の方法)

第4条 委員会の公開は、会議の傍聴を認めることにより行う。

(傍聴の手続)

第5条 傍聴を認める定員は10人とする。ただし、会議開催場所の都合等により、委員長は定員数を変更することができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開始時刻の15分前から開始時刻までに、受付名簿に住所及び氏名を記入しなければならない。ただし、会議開催以降は入場できないものとする。

3 前項の受付は、定員になり次第終了する。

(傍聴者の遵守事項)

第6条 傍聴者は、委員長の指示に従わなければならない。

2 傍聴者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 私語又は議事に批判を加え、又は賛否を表明すること。

(2) みだりに傍聴席を離れること。

(3) 携帯電話を使用すること。

(4) 写真撮影、録画及び録音すること。

(5) 前各号のほか、会議の妨げになる行為を行うこと。

3 委員長が、前項の事項に違反したと認める場合は、委員長がこれを注意し、なおこれに従わないときはその者を退場させることができる。

(会議録)

第7条 委員会の会議録は、議事要旨を作成し、公開するものとする。

(雑則)

第8条 この要領に定めがない事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年1月27日から施行する。